

関 係 各 位

魚津市建設部都市計画課長

地区計画の区域内における行為の届出の提出について（通知）

日頃、市政全般にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、魚津市では、平成18年11月10日に、市の顔に相応しい賑わいのある商業・業務地の創出を目的とした魚津駅東地区地区計画を決定しました。これに伴い、地区整備計画^{※1}が定められたB地区では、キャバレーなどの風俗施設の建築やネオンサインなどの華美な看板^{※2}の設置が規制されることとなり、併せて地区整備計画が定められた区域内で建築物や工作物などの建築等の行為^{※3}を行う場合、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、魚津市長に対して「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

※届出書は、行為着手予定日の30日前までに提出してください。

なお、届け出を怠った場合や、虚偽の届け出を行った場合は、罰則の規定（20万円以下の罰金）の適用を受けることとなりますので留意願います。

※1 地区整備計画

地区の位置・地区の名称・地区の面積・建築物等の用途の制限・形態または意匠の制限を定めています。

※2 ネオンサインなどの華美な看板

文字を表示する、ガス放電管によるネオンサイン及び電球・発光ダイオード・光ケーブルなどの発光器具によるイルミネーションのうち、任意の一方向から3色以上の同時発光が確認されるもの又は5分以内の間隔で点滅動作を行うものをいい、文字を除く表示については、社会通念上、不適切と認められるものをいいます。

※3 建築物や工作物の建築

「建築物の建築」とは、「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること」をいい、「工作物など」とは、「広告、看板、塀などの工作物」をいいます。

魚津市役所建設部都市計画課
事務担当：計画係
電話：23-1026

別紙 1

《地区計画の区域内における行為の届出について》

地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る）内において、建築物や工作物等の建築その他の行為を行おうとする場合は、市長に届出が必要です。

地区整備計画（※1）が定められた区域内において、建築物や工作物などの建築等の行為（※2）を行う場合は、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき「**地区計画の区域内における行為の届出書【様式1】**」の提出が義務付けられます。建築確認申請前に、地区計画の区域内における行為の届出書を魚津市長宛てに提出してください。

また、当該届け出の内容に変更があった場合は、同条第2項の規定に基づき、速やかに「**地区計画の区域内における行為の変更届出書【様式2】**」を提出してください。

なお、届け出を怠った場合や、虚偽の届け出を行った場合は、罰則の規定（20万円以下の罰金）の適用を受けます。

「地区計画の区域内における行為の届出書【様式1】」の届出が必要な行為

（ ）は届け出を行う際に添付する書類等

① 建築確認申請の届出が必要な建築物や工作物等の建築

（建築物：付近見取図、配置図、立面図、各階平面図）

（工作物等：付近見取図、配置図、立面図、構造図）

② 屋外広告物の届出が必要な広告物の設置

（屋外広告物許可申請書の写し、付近見取図、配置図、立面図、構造図）

③ 建築物等の用途を変更する場合

（建築物：付近見取図、配置図、立面図、各階平面図）

（工作物等：付近見取図、配置図、立面図、構造図）

④ 建築等の形態又は意匠の変更を行う場合

（付近見取図、配置図、立面図）

※ 必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります。

「地区計画の区域内における行為の変更届出書【様式2】」

（様式1の内容に変更があった場合に提出）

添付する書類は、変更内容が判別できる資料

【注意事項】

- ・届出部数は1部
- ・届出は行為着手予定日の30日前まで

※1 地区整備計画：地区の位置・地区の名称・地区の面積・建築物等の用途の制限・形態または意匠の制限を定めています。

「計画書・理由書.pdf 及び地区計画（位置図）.jpg」参照

※2 建築物や工作物の建築：「建築物の建築」とは、「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること」をいい、「工作物など」とは、「広告、看板、塀などの工作物」をいいます。